平成 28 年 11 月 15 日発行第 479 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

11
2016

No.479

悠日帰路（宇都宮市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

2016年
11月号

CONTENTS

1	目次、今月の表紙の一言
2	貨物自動車運送事業研修会
3	なるほど！ザ・契約　第９回開催、測量実務研修会
4	電話無料相談の実施、企業法務研修～会社法人設立編～開催
5	足利創業・経営支援ネットワークなんでも相談会開催
6	国等の補助金申請について
	平成２８年度「栃木県との共催による研修会」のご案内
	平成２９年　新春交流会のご案内
7	おじゃましま～す！
8	支局かわら版（芳賀）
9	支局情報（那須、足利、塩那、宇都宮、日光）
１３	木もれび、申請取次行政書士の動向
１４	道楽オヤジ倶楽部
１５	栃木県行政書士会カレンダー（１２月）
１６	日行連だより、栃木県内市町別入札参加資格審査申請日程表
１８	研修会のお知らせ
２２	会員の動き

No. 479

今月の表紙

「悠日帰路」

撮影地：宇都宮市（ＪＲ日光線鶴田駅）　撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

ＪＲ日光線の鶴田駅は、１９０２年（明治35年）に開業しました。駅舎とホームを結ぶ跨線橋は、１９１１年製で２００９年２月に経済産業省より、平成２０年度の「近代化産業遺産」に指定されています。

貨物自動車運送事業研修会

１０月１日（土）、全１４回のシリーズで始まった貨物自動車運送事業のスペシャリストを養成する研修会の第２回目が開催され、１９名の参加がありました。

第２回目の今回は、千葉会の「髙山正孝」先生をお招きして講師を務めて頂きました。

髙山先生は、千葉市内に事務所を持ち千葉会の副会長・日行連理事等を務め、貨物運送事業・貸切旅客運送事業・自動車登録・出張封印等自動車関連業務を専門的に取り扱い、その傍ら、全国陸運関係行政書士協議会・運輸許認可勉強会・一般社団法人千葉県能率協会・物流委員会等の研修講師を多数務め、また、物流企業の最適化支援（法令遵守体制確立・人材育成）などのコンサルタント業務にも携わり、全国にその名を知られた名実ともに自動車関連業務、特に貨物運送事業についての知識・豊富な経験に裏打ちされた的確な業務には、その右に出るものはいないと言われるスペシャリスト中のスペシャリストです。

シリーズ第２回目の今回は、

１．法人に関する基礎知識

２．組織の作り方、考え方についての解説

の研修会でした。

１．法人に関する基礎知識

今回の研修では、特に貨物自動車運送事業を目的とした会社設立についての研修であり、運送会社を設立するにあたり、必ず役員に、貨物自動車運送事業許可申請に伴う「法令試験」を受験する人材を予め選任しておく必要があります。

さらに、会社に関する基礎知識として

（１）会社の目的とは、（２）目的を達成するには、（３）企業の永続性の追求、（４）法人とは等について髙山先生の豊富な知識と経験に裏打ちされた講義には目から鱗の思いです。

２・組織の作り方・考え方についての解説

（１）組織作りの考え方

基本は、社長を実務から離し、暇にすることを考える

（２）組織及び役職の基礎知識

組織と仕事の役割、役職者の職務内容、役職者の選考基準（役職者の必要とする能力・資質）、会社が望む従業員像（服務規程を充実させて、徹底させる。）等を例を挙げて講義され聞くほどに、貨物自動車運送事業についての業務を熟していく自信が培われて行くのが感じられました。

会社を設立し、貨物自動車運送事業の許可を取得したらそれで終わりではなく、その会社が各種関係法令を遵守し会社運営が順調に継続していくために協力し、サポートするのも行政書士の仕事の一環です。

そのためには、行政書士自身があらゆる機会をとらえ勉強をする必要があります。

まだ２回の研修を受講しただけですが、全研修を受講すれば必ずや貨物自動車運送事業のプロフェッショナルになれると確信いたしました。

本研修未受講の会員の皆様も是非、本研修を受講して自身の職域拡大に繋げてください。受講は、途中回からでも大丈夫です。

（業務部第１グループ　相山有美）

『なるほど！ザ・契約　第９回開催』

１０月２０日（木）『なるほど！ザ・契約』１０回シリーズの第９回目が開催され、１１名の会員が出席、講師は引き続き宇都宮支部の久我臣仁会員にお願いしました。１０回シリーズの研修も基礎総論から発展し、各種契約書の作成についてあと２回を残すところとなりました。今回は『雇用・請負契約』について。冒頭、世の中には、契約書作成にあたって参考となる書式集などもたくさんあり、それを参考にするのはいいが、依頼者が求めているものに合っているのか？　そしてその契約は民法上の規定からどんな契約なのか？　そしてその契約に絡む法令は何なのか？　を詳細にチェックし、確かな裏付けを以って作成する事は必要不可欠のことであると話され、講義が始まりました。

最初の『雇用契約』については、就業規則の作成等を例に挙げ、いわゆる労働三法等に対する知識・他の士業との業際問題を。次の『請負契約』については、建築工事請負契約書の作成等を例に挙げ、建設業の知識、危険負担の問題、さらには不測な事態に備えた規定の明文化などの必要性、信義則の観点から注意しなければならない点等を詳細に解説していました。

最後に、契約書の作成業務にあたっては、作成した契約書による不測の事態を招くことにもなりかねない事から、その契約についての不測な事態を多角的に予測し、依頼者に対する助言や提言、場合によっては注意喚起をするなど、その重要性を認識し、またそれらを念頭に置き業務を遂行する事が大切であり、それがやがて信頼となり頼られる行政書士（専門家）として認められるのではないかと解説していました。

いよいよ次回が最終回の『委任契約』となります。参加した会員の知識が向上し、業務に有効に生かされることを願っています。

（業務部第５グループ　中三川浩志）

測量実務研修会

１０月１４日（金）と１０月２５日（火）の２日間にわたり測量理論とトータルステーションを使っての実測研修を行いました。このところ例年実施しているものですが、土地家屋調査士でもある福田勝守会員が手ほどきを行っています。今回は９人が参加されました。

行政書士といえども測量は必須であります。建築、登記以外の応用測量はすべて行政書士の専業である各種許認可にかかわっており、言い方を変えれば行政書士が義務を負っているともいえます。にも関わらず他士業に依存しているのが現状です。当会としては行政書士専業の会員にもぜひ測量に興味を持つていただき、土地利用関係の業務に参画していただきたいわけです。

測量とは現地の地物を平面上の位置（座標Ｘ，Ｙ）と高さ（標高Ｚ）として実際に測ることをいいます。簡単にいえば三角関数で解析できるのですが現代の実務ではパソコンにより各種座標計算、ＣＡＤを駆使して各種平面図として商品化するわけです。正確な測量による現況図、計画平面図が必須であるのは想像に難くありません。

まずはトータルステーションを手でふれ測点に据え付けることにより、アットホームになっていただくこと。慣れていただき興味を持ってもらうことが第一歩でしょう。トータルステーションは当会で所有しており、貸し出しております。支部研修ならば無償です。また出前研修も行っておりますので、ぜひご利用ください。

（業務部第２グループ　秋葉憲司）

電話無料相談の実施

１０月１日(土)午前１０時から午後４時まで、電話による「行政書士無料相談会」を、業務部各グループ（１Ｇ：福澤一夫理事、２Ｇ：河田力理事、３Ｇ：松本伸一理事、４Ｇ：深見史理事、５Ｇ:大橋勝典理事)の協力を得て開催致しました。

無料相談会は、日行連の計画のもと「第３９回全国一斉行政書士制度広報月間実施計画」に基づき行われるもので、当会では、この電話無料相談のほかに、これまで各支部において散発的に行われていた対面の無料相談会を可能な限り１０月に集中計画して頂き、ＰＲ効果を高めるべく取り組んでいます。

１０月１日電話相談の内容は、「相続・遺言１１件」「農地関係１件」「その他２件」の計１４件で、特に相続・遺言に関する相談が多くみられました。昨年の５件に比して約３倍となりました、これも長年の会のＰＲ効果の賜物であろうと感じました。

１０月は「行政書士制度広報月間」です。各支部では無料相談会をはじめ、ＰＲポスターの掲示依頼等、行政書士制度広報活動を行っています。なお、その他の支部活動の様子は、支局情報等にて逐次報告されますのでご覧下さい。

（制度推進部長　前澤眞一）

企業法務研修～会社法人設立編～開催

１０月４日（火）「株式会社設立の基礎～電子定款とその他の法人～」が開催された。講師は第３グループサブリーダーの久我臣仁会員。講義は２部構成で、第１部は「株式会社設立の基礎」として定款の認証を受ける前までの業務の説明である。講義内容は設立の手続きについてというよりも、設立段階で我々行政書士（プロ）が受任する意味の説明会である。

定款のひな型がインターネットでアップされ、安価な手引書も販売されているので、その通りにすれば設立の手続き自体は容易である。だがそれではプロとは言えない。それ位の仕事は無資格の代行業者でもできる。定款自治が拡充された会社法であっても、公開会社か非公開会社か、役員等の機関設計など、定款の内容いかんでその後の経営が縛られることになる。余計な登記申請等も増えて、時間も経費も割かなくてはならなくなる。また、なんでも株式会社にすれば良いという訳でもない。一般社団、ＮＰＯ、合同会社等、目的（ビジネスモデル）に応じた法人の種類を選択しなくてはならない。その法人の事業が成功するように将来を見据えた定款の作成ができるということに我々行政書士（プロ）が受任する意味がある。

ほとんどの会員は株式会社設立の業務に携わったことがあると思われるが、設立だけの受任で終わるケースも多いであろう。会社に限らず法人は設立したらそれで終わりではない。その目的を達成するために事業を継続して行くのである。設立後もその法人をサポートしていくことが企業法務と言える。会社設立は企業法務の始まりとなりえるが、設立だけの単発業務で終わるか、継続的顧客として企業法務に繋げていくかは設立段階での関わり方で決まる。

第２部は「電子定款認証までのながれ」について。電子認証とは法務省申請用総合ソフトを用いて認証を得るシステムで、設定・操作もそれほど難しいものではない。公証役場へ足を運ぶ手間も省ける。定款認証の受任件数が多い会員は利用すべきである。公証人からも利用してほしいといわれたことがある。しかしながら、紙ベースの定款認証でも十分業務は成り立つのでご心配なく。使うかどうかは事務所の経営スタイルに応じて判断されたい。

（業務部第３グループ　綾部一成）

足利創業・経営支援ネットワークなんでも相談会開催

１０月２４日（月）午後１時より、足利商工会議所４階わたらせホールにおいて「足利創業・経営支援ネットワークなんでも相談会」が開催され、栃木県行政書士会足利支部より杵渕徹会員、小林謙二会員が相談員として参加されました。

この相談会は、足利市、足利商工会議所、足利市坂西商工会、日本政策金融公庫佐野支店、足利小山信用金庫、信用保証協会の六つの団体が主催となっています。

上記六団体の他に、行政書士、中小企業診断士、税理士が加わり、相談者はワンストップで相談にのってもらえるというたいへん便利な相談会です。

昨年と同じ会場ですが、今回は前回よりもしっかりパーテーションで区切られていました。これなら相談に訪れる方も安心して相談できることでしょう。

予約制をとっていますが、ブースが空いていれば臨機応変に相談できるというのも例年通りとなっています。

行政書士のブースも開始時刻と同時に相談者が訪れました。新しく創業するにあたって諸々の問題についての相談でした。

現在、日本は、人口減、少子高齢化、廃業による産業衰退とさまざまな問題を抱えています。ですが、このような活動で中小企業や創業する方を多くの団体が応援しています。

相談だけではなく、融資や補助金等の制度もたくさんあります。会員の皆さんもお客様のお役に立てるように情報収集されてみてはいかがでしょうか。

（業務部第３グループ　江藤正巳）

<広告>

電子申請支援システム建設業統合版 Windows10/8.1/8/7/Vista（32bit/64bit 対応）

2016年 11月改正 会社情報の入力で、法人番号を自動検索

法人番号欄追加 新様式で印刷できます

経審/建設業許可申請書類作成

建設業ソフトが 条件なしで 1年間無料!

Wise 株式会社ワイズ TEL 026-266-0710 本社／〒380-0803 長野市三輪1-8-14 FAX 026-266-0845 MAIL info@wise.co.jp

国等の補助金申請について

９月３０日（金）、栃木県産業技術センターにおいて栃木県労働観光部主催の「平成２８年度補正予算案にかかる経済産業省の補助金等施策（助成事業）説明会」が行われた。その施策の種類・概要・予算については本会の事務局に資料を用意するのでそちらを熟読されたい。併せて平成２８年版ではあるが「補助金申請マニュアル」と「補助金の概要」の２つの手引きも事務局に備える。今回は申請する前に知っておきたい注意点だけ以下に説明する。

①助成事業情報の収集は早めに。(公財) 栃木県産業振興センターのホームページに一覧が載せられる予定。他に経済産業省のホームページ、栃木県中小企業団体中央会と栃木県産業労働観光部の窓口で問い合わせてもよい。

②クライアントが補助金を利用する事業の情報収集、確認。補助事業対象となるかの確認である。

③補助金交付決定がされても、申請した事業を完遂し検査を受けなければ補助金はもらえない。自己資金又は融資等でつなぎの資金を確保できるか、極端に言えば補助金がもらえなくても事業を実行できるか、実行する意思があるか、事業計画が明確かを確認する。

④申請書作成の相談窓口、申請書提出先の確認。今年も相談窓口と申請書提出先が異なると思われる。事前相談はした方が良い。

以上をクリアしたら申請書添付の事業計画書を作成する。ほとんど事業計画書作成に時間を割くことになる。作成にあたっては以下に注意。

①申請者が補助金の意味と目的を理解しているか。

②国等が補助金を交付したくなる魅力ある事業か。（優位性・独創性・世の中にはないというほど斬新な事業計画とか）国等にその企業を売り込むのである。

③申請者だけが潤う事業では不可。税金として国民から徴収した金をもらうのだから当然。取引先・ユーザーからのニーズがある事業であるか、その事業が実現すれば雇用の創出が見込め、国等の税収に繋がるか。

④補助金をもらって事業の足しにしたいとかただ新しい設備を買いたい等の理由では不可。金をもらって解決ではなくどう活用するか。税金として国民から徴収した金です。一個人に楽をさせるために予算に充ててはいません。

この事業計画書であるが、その内容は知的資産経営報告書なので、第３グループの知的資産研修を受けた方はいよいよ実践する良い機会である。会員の方々には、是非とも受任していただきたい。

（業務部第３グループ　綾部一成）

平成２８年度「栃木県との共催による研修会」のご案内

以下の内容で、栃木県と共催による研修会を開催致します。

日　時：平成２９年２月１０日（金）１３：１５～１５：３０

内　容：第１講義（講師＝栃木県・行政改革推進室　担当職員）
「独自規制の見直しについて」
第２講義（講師＝弁護士・坂本廣身　様）
「行政書士の繁栄講座」

場　所：ホテル東日本宇都宮　平安の間（宇都宮市上大曽町４９２－１）

※参加案内は、会報１２月号に掲載致します。ご予定の確保をお願い致します。

平成２９年　新春交流会のご案内

２８年までの賀詞交歓会を、開催時期を変更し、名称を「新春交流会」として開催致します。

日　時：平成２９年２月１０日（金）１６：００～

場　所：ホテル東日本宇都宮　大和西の間
宇都宮市上大曽町４９２－１

※参加申込み方法は、次号でご案内致します。
まずはご予定の確保をお願い致します。

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回おじゃましたのは、佐野支部の塩﨑晴美会員の事務所です。「インターネットの地図には載っていないと思います」と丁寧に道案内をして頂きました。

氏　名　塩﨑　晴美（しおざき　はるみ）
事務所　行政書士塩﨑事務所
所在地　佐野市田沼町１８１０番地４
入会日　平成２７年６月１日（平成９年登録）

Q.行政書士になったきっかけを教えて下さい。

Ａ．そこに至るまでには諸々あるのですが（笑）

以前は茨城県でサラリーマンをしていました。通常の業務に加え、様々な資格（エネルギー管理士や建築士等）を取得せざるをえない状況だったので多忙を極めておりました。

しかし、ふとある時考えたのです。人生１度きり、このような生活でいいのだろうかと。それまでは家族も顧みない日々でしたが、休日にはキャンピングカーであちこち出かけるようになり、現在の日光市、足尾銅山のあった辺りが気に入っていました。そこで、定年後に足尾に住もうと思って土地探しをしたのですが、足尾は銅山のあった跡ですし、購入できる土地が無く、隣接する群馬県の勢多郡東村（せたぐんあずまむら）にしようと思ったわけです。

そんな時期に、私に海外赴任の話が持ち上がり海外での生活が考えられなかった私は、一念発起して平成７年４６歳のときに退職を決めました。

東村で土地を探すうちに、懇意になった土地家屋調査士の方から「建築士の資格を持っているなら、うちで補助者として働かないか？」と誘われました。補助者として働いたのは短期間でしたがそれを機に土地家屋調査士と行政書士の試験を受け、平成９年に開業しました。

Q．紆余曲折あったのですね。

Ａ．そうですね。しかし、当時の東村は外からの移住者には奨励金を支給してくれたり、開業後は村で唯一の行政書士事務所だったので、村議会で決議の上仕事を優先的に回してくれたりしました。とても恵まれていたと思います。

Q．その後なぜ佐野に移転されたのですか？

Ａ．東村は自然が豊かな反面、標高が高く日当たりもあまり良くなかったので妻が体調をくずしたことが大きいです。また、東村が合併により現在のみどり市となったことで、役所へのアクセスが悪くなり不都合を感じることが多くなったことも一つです。あとは、息子が自分の仕事を継ぎたいといったこと、高速のＩＣに近いこと等を考慮し佐野に移転することにしました。自分の年齢のこともありますね。（笑）

Q．実際移転してみていかがですか？

Ａ．気候も良いし佐野の方は皆さん穏やかで暮らしやすいです。おかげで妻の体調も良くなりました。佐野に移転して本当によかったです。

しかし、佐野ではまだ１年生ですので、これから顧客を獲得しなければなりせんし、同業者や他士業の方とももっとネットワークを広げたいと考えています。

Q．今後についてはどのようにお考えですか？

Ａ．現在は土地関係と相続をメインとしていますが、これから重要となってくるのはお年寄りに関わることだと思っています。

認知症サポーター制度ってご存知ですか？所定の研修を受けて認知症の人に対する接し方を学んだ人が、認知症の人やその家族をサポートする制度です。私も認知症サポーターの一人でオレンジ色のリングを着けていますよ。成年後見制度とともにお年寄りが安心して生活できるよう、トラブルを未然に防げるようお手伝いをしたいと思います。

仕事が完了し何年か後に、「塩﨑事務所に頼んでよかった」と言ってもらえると、本当にこの仕事をしていてよかったと思います。それが行政書士という仕事の面白いところです。

佇まいは穏やかな塩﨑会員ですが、言葉の端々に今後にかける情熱を感じました。ご協力ありがとうございました。　（支局長　川田有美）

本寺　高田山専修寺

芳賀支部

今回は、真岡市高田にある、真宗念佛のふるさと高田山専修寺（せんじゅじ）をご紹介させていただきます。案内していただいたのは、行政書士会芳賀支部前支部長の長岡辰夫会員です。長岡会員は、真宗根本道場本寺高田山専修寺責任役員総代をされています。

国指定史跡の高田山専修寺は、浄土真宗の開祖である親鸞聖人が唯一建立した寺院で、２万坪といわれる境内には如来堂、御影堂などの諸堂もあり、国の重要文化財に指定されています。

長岡会員が立っている所は山門で、楼上には江戸時代の名筆公猷法親王の筆になる「高田山」の額が仰がれます。山門の正面に「如来堂」が見えています。この本堂の奥の金庫には、親鸞聖人が長野の善光寺から迎え本尊とした、「一光三尊仏」が安置されています。今まで、七代の天皇が御拝されているそうです。御開帳は１７年毎とされ、秘仏とされる一光三尊仏の御開帳中は、常時二人の勤番に警護されています。御開帳に当たっては、本寺高田山保管の鍵、本山高田山保管の鍵、そして、最後に宗派トップである法主が開扉をするとのことで、この辺は長岡会員ならではのお話です。ふだんは、同型の「お前立本尊」を参拝することができます。次の御開帳は、平成２８年から数えて１５年後になる予定だそうです。

写真の左は鐘楼、右は御影堂です。「御影堂」には、宗祖親鸞聖人の座像が中央須弥檀上に安置され、左右に真佛・顕智上人の座像をはじめ歴代上人の御影がおまつりされています。御影堂の親鸞座像は「等身の座像」と呼ばれ聖人７６才のお姿と伝えられています。

７月になると、「高田まち」と書かれた旗が立ちます。親鸞聖人の弟子顕智上人の徳を偲ぶために始められた祭りと言われています。毎年８月１日から２日にかけて行われています。以前は夜通し行われていたそうで、昔、当職の祖父母から、遠い道のりを歩いて行ったと聞いたことがあります。長岡会員からは、夜会場というか、男女の出会いの場を必要としていたのではとお聞きしました。今年も、宗派を問わず、祖霊供養のために県内外からの参詣がありました。新盆の家は、３年間は高田山にお参りに行くものだと、今も言われています。

写真の左は鼓楼、中央は庫裡、右は涅槃堂です。

お話を伺った１０月中旬、寺務所の団体参拝予定表はギッシリ埋まっていて、北海道や九州地方の宗派の参拝や、市内小・中学校の見学予定が入り、伺った当日の午後には大阪の団体参拝が入っていました。

最後に、長岡会員から「ここは根本道場と言われる通り、真宗発祥の地で、お坊さんを養成するところでした。親鸞聖人の息吹が今も残っている所です。こちらの方にお出かけの際には、是非立寄ってみてください」とのことでした。

毎年１１月には「専修寺の森を守る会」による境内清掃が行われるとのことですが、文化遺産はみんなで守りたいものと感じました。

住　所：３２１－４４５１
　　栃木県真岡市高田１４８２
ＴＥＬ：０２８５（７５）０１０３
ＦＡＸ：０２８５（７５）０１６３
ホームページ：http://www.honji-senjuji.jp

（支局長　大塚一芳）

【那　須】

広報月間官公署訪問

１０月１３日（木）、広報月間活動の一環として、田沼支部長、一戸副支部長、田渕支部理事と私は、那須塩原市長、大田原市長、那須町総務課及び各市町農業委員会・都市計画課、那須塩原・大田原警察署、県北健康福祉センター、大田原土木事務所、県北森林事務所、那須地区消防本部を訪問いたしました。

訪問に際しては、次の内容についてお願いを行いました。

① 「行政書士制度広報月間」として、行政書士制度の普及等のためのポスター掲示等のお願い

② 非行政書士の行政書士法違反について、窓口規制のお願い

以上につきましては、数年重ねてのお願いのため、既に各官公署においてのポスター掲示や、受付窓口での規制や指導等のご協力をいただいております。そのため、継続してのお願いとなりますが、本年は、那須塩原市長及び大田原市長とお会いした際､「市に寄せられる市民からの相談の中で、市での直接対応は難しくても、行政書士が対応できるような内容の場合は、ご協力させていただきたい」という申し出を行いました。その申し出に対し、那須塩原市ではそのようなご相談を受けた場合、那須支部事務局の電話番号の紹介を、大田原市では行政書士パンフレットの設置を、ご検討いただけることになりました。

上記のようなお願いを行う一方、各行政書士は、業務を受任できるだけの知識や能力を身に着けておく必要があります。能力等を身に着けた行政書士の人数も需要を満たさなければなりません。そのため、各行政書士はもちろん、支部・県会等の組織においても、その努力が必要となります。また、非行政書士の規制をお願いするうえで、各行政書士自身も、他士業法に抵触する行為を行うことがないよう、注意を払わなければなりません。

行政書士及び行政書士業務の認知度は、まだまだ高いとは言えません。この広報月間に、重点的に行う広報活動は、一人でも多くの方に、行政書士や行政書士業務について知っていただく良い機会になるのではないでしょうか。

（那須支部　冨田倫子）

無料相談会の実施

１０月４日（火）午前１０時～午後３時まで、那須塩原市役所（本庁）市民室にて、第３回無料相談会を行いました。参加会員は８名、相談件数は予約で２件、当日で１件でした。相談内容は、相続関連でした。

今回の相談では、もし相続放棄をした場合、どういった影響があるのか？など将来を見据えたものがあり、改めて相続に関する市民の関心の高さを実感しました。

また、平日の市役所での開催としたことで、市役所職員も含め、多くの市民の目に留まったことはとても良かったと思います。行政書士の認知度

を高めるためにも、市役所内での開催は効果的だと感じました。

（支局長　熊田慎一）

那須支部親睦会

１０月２６日（水）那須支部の親睦会として、那須塩原市にある㈱カゴメ那須工場へ工場見学に行ってきました。那須工場は東京ドーム３個分の敷地内に研究開発施設と飲料品の生産工場とが併設されています。工場内は自動化が進んでおり、人影の少なさに驚きました。カゴメ担当者の丁寧な対応と細やかな説明で、とても貴重な時間を過ごすことができました。

工場見学の後に食事会もあり、そのお店の料理の品数が驚くほど出てきて、余計なお世話ですがこれで儲かるのだろうか？と思えるほどでした。またお楽しみじゃんけん大会も行われ、勝ち残りで賞品が頂けたりと楽しい時間を過ごすことができました。写真はじゃんけんの様子となります。

（支局長　熊田慎一）

【足　利】

「研修会」＆「相談会」開催！

足利支部では、足利市民プラザにおきまして支部研修会と市民無料相談会を相次いで開催致しましたので、併せてご報告致します。

支部研修会は、１０月１４日（金）に「相続税についてのあらまし」について税理士を兼業されている堀越功支部長から、丁寧な資料に基づいたお話と「まちづくりのなかの行政書士業」として吉沢文雄会員から足利市役所ＯＢとしての豊富な経験をふまえた、これからの行政書士業務に関するお話（成年後見や空き家対策など）との２テーマでした。参加者は講師も含めて１１名と少し寂しかった（うんと寂しかった？）のですが、活発な議論や情報交換もあった研修会でした。

市民無料相談会は、１０月２２日（土）に開催され、冒頭に約１時間、行政書士業務のＰＲと堀越支部長から相続と遺言に関する簡単な講話を行なった後に個別相談を開始致しました。相談者は計８名で、相続や遺言に関する具体的な相談やまだ具体化はしていないものの将来に備えての相談

など色々でした。協力した７名の支部会員が同時進行でこなしました。長い相談者は、約２時間かかりましたが、じっくりお話しましたので、皆さん満足顔で帰られました。告知の仕方や相談スペースの確保など課題はありますが、これからも続けるべき支部行事だと感じる１日でした。

（支局長　杵渕　徹）

【塩　那】

塩那支部研修旅行

１０月１６・１７日の両日１泊２日の日程で、昨年開業した北陸新幹線を使って金沢・福井方面に行って参りました。参加者は支部会員及びその家族合わせて１３名でした。

行先は兼六園、金沢２１世紀美術館、東尋坊、越前竹人形の里、永平寺でした。

最初の兼六園では朝冷え込んだにもかかわらず気温が上がり、暑い暑いといいながらみんなで園内のお茶処でアイスクリームを食べました。

次の金沢２１世紀美術館では、時間の都合で無料スペースのみの見学となりました。

私は都合で１日目のみの参加となり、金沢２１世紀美術館で皆様とお別れし別行動となりました。

せっかく北陸まで行ったのだから旅行を満喫したかったのですが、立場上上手くいかないものです。

登録したばかりの新人さんも参加され、新幹線の中でいろいろと話ができ大変有意義な楽しい旅行となりました。

参加された皆様大変お疲れ様でした。

（支局長　岡村浩雅）

無料相談会の実施

１０月２２日（土）さくら市氏家体育館にて開催された「ゆめ！さくら博」の会場にて塩那支部無料相談会を実施致しました。

当日は矢口支部長はじめ地元さくら市の会員を中心に８名で対応させて頂きました。内容は、遺言・相続５件、成年後見について１件、土地利用について１件、中古住宅の税金特例について１件、支払督促について１件の合計９件の相談が寄せられました。

それぞれ専門分野・得意分野である会員が対応し、問題解決への道筋を示すことができました。

今回「ゆめ！さくら博」への出展は初めてですが、事前にホームページやパンフレットを見て“相談に行こう”と決めていたお客様が多かったように思います。初めての出展ゆえ、机の数やいすの数の申請には大変難儀しましたが、無事に終えてホッとしております。今年苦労した分だけ来年以降楽になりました。

１１月３日には、矢板市での無料相談会があります。こちらもしっかり準備して臨みたいと思います。来月号をお楽しみに。

（支局長　岡村浩雅）

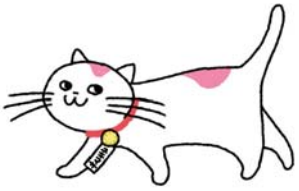

【宇都宮】

広報月間無料相談会実施

１０月８日（土）１３時３０分より栃木県行政書士会館２階会議室において、宇都宮支部広報月間無料相談会を実施いたしました。相談員は、宇都宮支部理事が担当し、遺言や離婚手続きなど様々な相談に対応いたしました。

１０月は行政書士の広報月間でありましたが、今後も継続して少しでも多くの方々に行政書士の存在を知ってもらえるよう尽力に努めたいと思います。

（支局長　羽石真弓）

宇都宮城址まつりに参加

１０月２３日（日）宇都宮城址公園（宇都宮市役所東側）にて開催された「宇都宮城址まつり」において、広報・無料相談ブースを出店した。

今年は、広報配布物の新アイテムにラムネが追加された。このラムネは、ユキマサ君等々の可愛いキャラクターが綺麗にプリントされており、広報活動を行うのに効果は抜群であった。宇都宮支部では今後も積極的に無料相談事業を実施していく予定である。

（宇都宮支部　齋藤丈威）

【日　光】

無料相談会の実施

１０月２９日（土）午後１時から３時まで日光市大沢地区市民センター（大沢公民館）で無料相談会を行いました。

この日は普段と違い公民館の行事もなく静かな環境の中で行うことができました。

参加した会員は６名、相談件数は３件と少なかったですが、相談内容は相続、遺言等で相談者は高齢者でした。

所有資産の管理等に悩んで相談に来たようで会員の適切な指導を受け相談後は「ほっと」したようでした。

これからも、行政書士は「身近な相談相手」であることをＰＲし少しでも社会に貢献できるよう努力したいと思います。

（支局長　手塚志郎）

昨今、まだ食べられる状態の食品が捨てられてしまう「食品ロス」削減が注目を集めています。

農林水産省の統計では、年間約 1700 万トンの食品廃棄物のうちまだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」が 642 万トンに上るとされており、国民一人当たりに換算すると、約 136ｇ、ごはん茶碗１杯分となっています。大量に捨てているのはスーパーやレストランと思いきや、実は半数が家庭からとなっています。

皆さんも「料理を作りすぎて食べきれず残してしまった」「賞味期限が切れたので捨てた」といった経験があるのではないでしょうか。

そこで「食べきり料理にチャレンジ！」「外食時も食べ残しを防ごう！」「買い物前に在庫のチェック！」（食べきりげんまんプロジェクトより）といった取り組みが重要となってきます。

しかし、会員の皆様は男性が多く“料理を作らないので関係ない”と思っているかもしれません。

そこで、私が特におすすめしたいのは「外食時も食べ残しを防ごう！」の一環としての「３０・１０（さんまるいちまる）運動」です。この運動は長野県松本市が発祥の運動で宴会の際、

1　注文の際に適量を注文しましょう。
2　乾杯後３０分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
3　お開き前１０分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

という内容の運動です。

飲食店からの生ごみの約６割は、客の食べ残しと言われています。

宇都宮市においても今年の９月から上記とほぼ同様の「残しま１０（テン）」運動が実施されています。

1 初めの１０分、残りの１０分は料理に専念し残さず食べる。
2 食材は１０割（十分）使い切る。料理は１０割食べる。

これから年末年始を迎えるにあたり、宴会が多くなる時期です。
是非ともこういった運動があることを参加者に周知してもらい、無理のない範囲で取組んではいかがでしょうか。

お財布にも地球にもやさしい取り組み、是非全国に広めましょう！

（塩那支局長　岡村浩雅）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（１０月）	０名
更新申出（１０月）	３名
申請取次行政書士（１０月末現在）	１０８名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。
（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：１１月３０日（水）　受付日：１２月１４日（水）時間は予約時に案内します。
※更新の書類締切は毎月１５日です。
詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データ－事務局関連　をご覧ください。

映画の神様　我が師　淀川長治

映画評論家（解説者）淀川長治を知らない人はいないと思う。知らないという人でも「サヨナラ・サヨナラ・サヨナラ」の人といえばお分かりになると思います。「日曜洋画劇場」の作品解説を亡くなる前日までなさっていました。

淀川先生は、私にいろいろと教えてくれた先生です。映画のことはもちろん、歌舞伎、文楽、バレエなど多方面にわたって、その見かたなどを教えていただきました。道楽オヤジの育ての親であるといえます。

私は現在、「うつのみや映画友の会」を主宰し、映画ファンと月に一度の会合を開き、映画の合評会などを行っています。この友の会の発会式に、淀川先生をお招きし講演会を開催したのです。開催にこぎつけるまでには紆余曲折色々なことがありましたが、私が昔の宇都宮の映画事情をよく知っている（淀川先生も宇都宮の斎藤興行部のことをご存じだった）とのことで、交流が始まりました。

淀川先生は、私が映画はもちろん、歌舞伎が好きなことや、音楽、美術、など色々なジャンルに興味があることを褒めてくださり、いろいろと教えて下さいました。発会式での講演は時間をオーバーするもので、身振り手振り、その場で映画が上映され見ているようなお話でした。正に映画の神様でした。

まずは、映画の見方。どんな映画にも見どころはあるのでそれを探して見ること。俳優の演技はもちろん、衣装、小道具、バックの風景に至るまで気を配り、音楽についてもしっかり聞くことなどを教えてくれました。

映画以外のものについても、「良いものを見たり聴いたりすること。一等席でなくてもよい、その空間にいるだけで素晴らしいものはわかる」「一食食事を抜いても良いものは見るように」と教えられました。現在、私が歌舞伎を若い人たちに観ていただきたくて劇場へ足を運んでいますが、席は三階席で比較的安いところです。これも先生の教えを守っています。

先生は講演の最後に必ず三つのスローガンをお話しになりました。

その一「他人歓迎」その二「苦労よ来い」その三「私は、いまだかつて、嫌いな人に会ったことがない」の三カ条です。なかなか守れないことですが、実践したいものです。

最近では、映画評論家と言える人が少なくなり、配給会社の宣伝マンのような人が多いので、淀川先生のように「つまらないものはつまらないとはっきり言う。その中にあって（前述したように）よい部分を探す」という映画の見方を教えて下さった先生は貴重な存在です。

私にとって、「映画館は学校、映画は教科書です」。淀川先生は１８年前の１１月１１日に８９歳で亡くなりましたが、今後も先生の教えを守り、たくさんの映画を見て、人生の機微を学んでいきたいと思っています。

（与太郎）

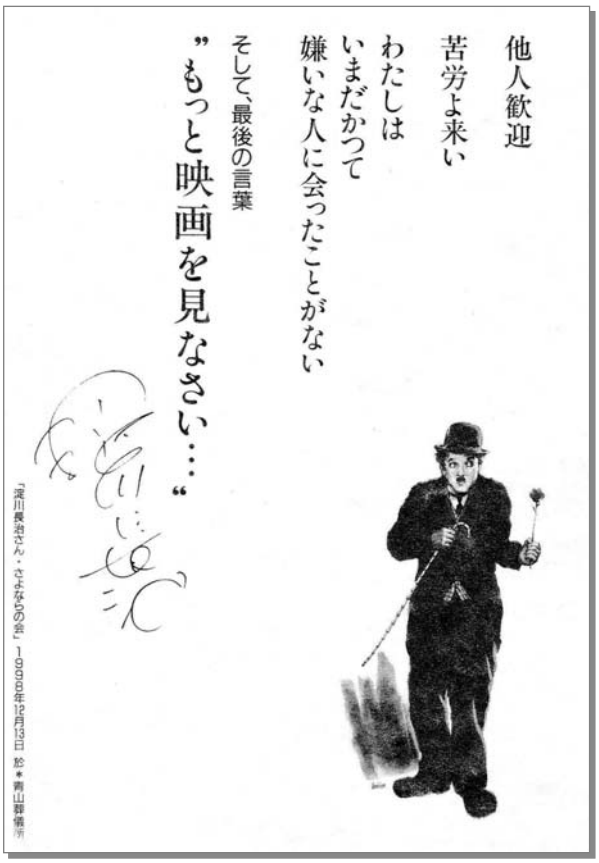

栃木県行政書士会カレンダー（１２月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	木	農地法基礎研修会	13:30~15:00	業務第2グループ
3	土	貨物自動車運送事業研修会（第６回）	14:00~17:00	業務第1グループ
6	火	グループ会議	10:30~	業務第3グループ
		研修会 第１部「再注目！！経営革新計画」 第２部「実践！！事業計画書ｐａｒｔ２」	13:30~16:10	業務第3グループ
7	水	登録説明会	10:00~	総務部
		会計精査	13:30~	財務経理部
8	木	公証人による研修会「任意後見契約について」	13:30~	業務第5グループ
9	金	広報部会	13:30~	広報部
11	日	平成２８年度第３回理事会・幹事会	13:30~	
12	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
13	火	入管宇都宮出張所相談会	10:00~	業務第4グループ
14	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第4グループ
		申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
17	土	貨物自動車運送事業研修会（第７回）	14:00~17:00	業務第1グループ
		自販連との連絡会	18:00~	総務部
19	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
20	火	登録説明会	10:00~	総務部
21	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第4グループ
		国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30~	業務第4グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
22	木	風俗営業許可研修会	13:30~16:00	業務第1グループ
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館 会議室２）※要事前予約（先着６名 予約先：行政書士会小山支部 生田目安夫 0285-52-2350）	10:00~12:00	小山支部
25	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
28	水	総務部会	13:30~	総務部
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約（先着６名 予約先：行政書士会小山支部 田村晋也 0285-45-0297）	10:00~12:00	小山支部
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
823	H28.10.17	平成 28 年 10 月分会費納入について（お願い）
834	H28.10.20	不正商品対策協議会　広報啓発リーフレット等の送付について
853	H28.10.20	「規制改革ホットライン」集中受付に係る意見・要望募集について（お願い）
891	H28.10.28	VOD システム活用に係るアンケート調査の実施について（お願い）

栃木県内　市町別
平成２９・３０年度　入札参加資格審査申請日程表

栃木県内市町別入札参加資格審査申請日程表（平成２８年１１月１０日現在　広報部調べ）

	県市町名	担当部署	電話番号	建設工事	測量・建設コンサル	物品・役務
1	宇都宮市	理財部契約課管理グループ	028-632-2179	12/1～12/28	12/1～12/14	受付終了（H29～H32 年度）
2	足利市	契約検査課契約担当	0284-20-2119	12 月～1 月予定		随時受付中（H28～H29 年度）
3	栃木市	契約検査課	0282-21-2361	12/12～1/中旬予定 前半は市内業者、後半は市外業者		11/21～12/9 予定
4	佐野市	契約検査課	0283-20-3027	市内：1/6～1/13 予定 市外：1/6～1/31 予定 （12 月頃 HP 掲載予定）		
5	鹿沼市	契約検査課契約係	0289-63-2278	12/1～12/20		
6	日光市	契約検査課契約係	0288-21-5134	1 月中旬～下旬予定（12 月 HP 掲載予定）		
7	小山市	管財課工事契約係（建） 管財課物品契約係（物）	0285-22-9323 0285-22-9325	1 月上旬予定（12 月上旬 HP 掲載予定）		市内：11/24～11/29 市外：10/24～11/29 必着
8	真岡市	総務課契約検査係	0285-83-8145	市内業者　12/5～12/16 市外業者　1/10～1/20		
9	大田原市	検査課契約係	0287-23-8189	12/1～12/16		
10	矢板市	総務課管財担当	0287-43-1113	1/10～1/24		12/1～12/15
11	那須塩原市	契約検査課	0287-62-7114	1/中旬～下旬（12 月 HP 掲載予定）		

	県市町名	担当部署	電話番号	建設工事	測量・建設コンサル	物品・役務
12	さくら市	財政課財産管理係	028-681-1122	12/1～12/22		
13	那須烏山市	総務課契約管財グループ	0287-83-1117	終了（終了だが、受付あり。要問合せ）		
14	下野市	契約検査課	0285-32-8890	1/11～1/25		1/30～2/10
15	上三川町	総務課管財係	0285-56-9114	2/1～2/15 予定（12 月 HP 掲載予定）		
16	益子町	総務部企画課管財係	0285-72-8829	2 月上旬予定（1 月ＨＰ掲載予定）		
17	茂木町	総務課管財係	0285-63-5615	1 月中予定（12 月 HP 掲載予定）		随時受付（12 月ＨＰ掲載予定）
18	市貝町	総務課庶務係	0285-68-1111	2 月予定（12 月か 1 月 HP 掲載予定）		
19	芳賀町	総務課管財係	028-677-6011	1 月中旬～2 月中旬予定（12 月上旬 HP 掲載予定）		
20	壬生町	総務課管財係	0282-81-1809	12 月上旬から中旬予定（12 月上旬ＨＰ掲載予定）		
21	野木町	財政管理課契約管財係	0280-57-4117	1 月中旬予定（12 月 HP 掲載予定）		12/2～12/16
22	塩谷町	総務課管理担当	0287-45-1111	未定（1 月中旬 HP 掲載予定）		
23	高根沢町	総務課契約係	028-675-8101	2/1～2/15		
24	那須町	総務課契約管理係	0287-72-6902	12/10～1/上旬予定（11 月中旬 HP 掲載予定）		
25	那珂川町	総務課管財係	0287-92-1111	1 月中旬～下旬予定（12 月 HP 掲載予定）		1月下旬～2月上旬予定（12 月 HP 掲載予定）
26	栃木県	県土整備部監理課建設業担当（建） 会計局会計管理課契約指導・調達室（物）	028-623-2390 028-623-3023	県内業者 ※1 11/21～11/30 県外業者 12/1～12/6 （電子のみ）	県内業者 ※1 12/7～12/15 県外業者 12/16～12/21 （電子のみ）	更新申請 終了 新規申請 随時受付

注　（建）：建設工事、測量・建設コンサルタント　　（物）：物品・役務

※１　所在地を管轄する土木事務所毎に申請受付日が指定される予定です。

上記日程表は、広報部で調査し参考資料として作成したものであり、上記日程表に関して生じた事務処理について、責任を負いかねますので、申請の際は該当市町村のＨＰ等でご確認下さいますよう、お願いいたします。

研修詳細

農地法基礎研修会

業務部　第２グループ主催

○開催日時
　平成２８年１２月１日（木）１３：３０～１５：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　農地法に関する許可申請の基礎について学ぶ、初心者向けの研修会です。
○対 象 者
　会員、補助者
○講　　師
　栃木県農政部農政課
○受 講 料
　無料
○締め切り
　１１月２８日（月）

研修詳細

第１部「再注目！！経営革新計画」
第２部「実践！！事業計画書ｐａｒｔ２」

業務部　第３グループ主催

○開催日時
　平成２８年１２月６日（火）
　「再注目！！経営革新計画」　　１３：３０～１４：３０
　「実践！！事業計画書ｐａｒｔ２」　１４：４０～１６：１０
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　今回は栃木県庁経営支援課の方々にご講義頂く「再注目！！経営革新計画」を第１部とし、前回に引き続き栃木銀行法人営業部ご担当者による「実践！事業計画書Ｐａｒｔ２」を第２部とする２部構成になっております
○対 象 者
　会員（補助者の方は受講できません。）
○講　　師
　第１部　栃木県庁労働観光部経営支援課　担当者
　第２部　栃木銀行　法人営業部　担当者
○受 講 料
　無料
○締め切り
　１２月１日（木）

研修詳細

貨物自動車運送事業研修会（全１４回）

業務部　第１グループ主催

○開催日時（各回１４時～１７時）

回数	開催日	内容
第６回	１２月　３日（土）	「事業者の支援をする」 「定期的な報告事項の支援知識を身につける」
第７回	１２月１７日（土）	「手続きの流れに関する知識を身につける」 「受託の準備をする」
第８回	１月　７日（土）	「申請書作成から申請までの知識を身につける」

※　今後、受付の開始時刻を１３時４５分からとさせて頂きます。その前においでいただいても、対応いたしかねる可能性がありますのでご注意下さい。

○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　本研修は貨物自動車運送事業関連業務の実務スペシャリストを養成するための研修です。カリキュラムの全日程に出席することで事業者を指導する知識が身につけられるようになります。
○対 象 者
　会員、補助者
○受 講 料
　各回２千円（テキスト代を含みます。お釣りの出ないようにお持ち下さい。）
○締め切り
　第６回　１１月２５日（金）
　第７回　１２月　９日（金）
　第８回　１２月２１日（水）
○今後の予定（各回１４時～１７時）

回数	開催日	内容
第９回	１月２１日（土）	「事業開始準備の支援手法を身につける」
第１０回	２月　４日（土）	「事業用自動車の登録・保険・税等に関する知識を身につける」
第１１回	２月１８日（土）	「法令遵守支援知識を身につける」
第１２回	３月　４日（土）	「Ｇマーク取得支援手法を身につける」
第１３回	３月１８日（土）	「事業改善の支援手法を身につける」
第１４回	４月　１日（土）	「安全マネジメント構築支援手法を身につける」 閉講式

※　全１４回の研修を受講された会員には、栃木県行政書士会会長名による修了証が発行されます。

研修詳細　公証人による研修会「任意後見契約について」開催　　業務部　第５グループ主催

宇都宮公証センターから公証人を講師にお招きして、任意後見契約に関して公正証書を作成する流れや留意点などを説明していただく研修会を開催致します（会報１０月号でもご案内しています。既に申し込まれている方は、再度の申込みは不要です）。

○開催日時
平成２８年１２月８日（木）１３：３０～（９０分程度）
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
任意後見契約について
○対 象 者
会員、補助者
○講　　師
公証人　佐藤　孝明　氏（宇都宮公証センター）
○受 講 料
５００円
○締め切り
１２月５日（月）

研修詳細　風俗営業許可研修会　　業務部　第１グループ主催

○開催日時
平成２８年１２月２２日（木）１３：３０～１６：００
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
風俗営業許可に関し、防犯協会担当者からは現場調査から見る問題点について、市川講師からは申請する際の注意点について基礎的な内容をご講義いただきます。２部構成です。
基本的には新人会員方を対象としております。
○対 象 者
会員、補助者
○講　　師
公益社団法人　栃木県防犯協会　担当者
行政書士　　市川　浩一
○受 講 料
無料
○締め切り
１２月１６日（金）

研修詳細

国際業務相談事例・入管基礎研修会

業務部　第４グループ主催

○開催日時　平成２８年１２月２１日（水）１３：３０～
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。
基礎と実例を一度に学ぶことができます。
○対 象 者　会員（補助者の方は受講出来ません）
○受 講 料　無料
○締　　切　１２月１６日（金）

※　資料、座席および駐車場をご用意する都合上、
申し込みが必要になりました。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
12/1	農地法基礎研修会	無料	11/28			—	—
12/3	貨物自動車運送事業研修会　第6回	2,000 円	11/25			—	—
12/6	第1部「再注目！！経営革新計画」 第2部「実践！！事業計画書 part2」	無料	12/1		／	—	—
12/8	公証人による研修会 「任意後見契約について」	500 円	12/5			—	—
12/17	貨物自動車運送事業研修会　第7回	2,000 円	12/9			—	—
12/21	国際業務相談事例・入管基礎研修会	無料	12/16		／	—	—
12/22	風俗営業許可研修会	無料	12/16			—	—
1/7	貨物自動車運送事業研修会　第8回	2,000 円	12/21			—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に〇を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に〇を記入してください。
※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

〈広告〉

平成28年11月施行
新審査基準対応版

経審太助 V2016.11

評点計算＆
評点アップシミュレーション

■誰でも簡単に評点計算ができます。

■決算前、決算時に正確な評点計算ができ、
評点アップ対策のための資料を即入手できます。

■条件変更によるシミュレーションが簡単！
評点の動きが画面上で確認できます。

経審申請書類作成

■評点計算で入力したデータを生かして簡単作成！

建設業財務諸表作成

■建設業の勘定科目が標準設定。

ワンランクアップを目指すため、
決算前の対策を実施しましょう！

Net-Core
国土交通省登録経営状況分析機関（登録第8号）

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303
〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！
株式会社ネットコア 検索

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 28 年 10 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	佐　野 飯田　稔	H28.10.2	327-0501	飯田稔行政書士事務所 佐野市葛生東 1-7-1	0283-86-2888	
	鹿　沼 小杉　治男	H28.10.2	322-0422	行政書士小杉事務所 鹿沼市中粕尾 311	0289-83-0962	

【退　会】齋藤利明会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	齋藤　利明	H28.9.13	死　亡	足　利	松崎　賢治	H28.10.31	廃　業
小　山	椎名　輝行	H28.10.31	廃　業				

【変　更】＊市町村合併に伴う変更

支　部	氏　名	変更事項	変更内容
足　利	清水　昭夫	所在地 電話番号	足利市本城 3-2008 ラフェスタ足利本城 101 0284-22-3371
足　利	村山　好弘	所在地	足利市八幡町 642-1
栃　木	池田　　務	所在地＊	栃木市岩舟町曲ヶ島 2012-4

広報部より

来年のカレンダーが完成しました。今回は宇都宮市在住の版画家、青木理（ただす）先生の作品を使わせていただきました。

そのカラフルさから、「えっ！ほんとに版画？」と驚かれる方が多かったです。とてもおしゃれな版画作品ですので、一年間お楽しみいただきたいと思います。

（広報部　田代昌宏）

行政書士とちぎ 11 月号 No.479

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町 1 番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2016. 11
平成28年11月15日発行　第479号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省・栃木県

特定行政書士が誕生しました

平成28年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（まるくいく）

マスコットキャラクター アドちゃん